

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5K6Z13C00370		51UD1A90148 0001					
品名 または 件名							
警備車両への赤色灯取付							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
2.00	UN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
市ヶ谷			中業支 警備科				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
調整者：警備科 高橋1尉（47012）			令和7年7月31日（木）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年6月18日（水）10時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)
(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
中央業務支援隊警務科 高橋

(TEL : 03-3268-3111内線47012)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
警備車両への赤色灯取付		中業支警－0C0002、	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 7年	5月30日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	中央業務支援隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊中央業務支援隊において使用する警備車両に取り付ける散光式警光灯（以下，“赤色灯”という。）取付について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1 警備車両とは、トヨタ ランドクルーザー・プラドをいう。

1.2.2 赤色灯取付とは、散光式警光灯、電子サイレンアンプ、マイク、散光式警光灯を車両に搭載するためのブラケット及び架台（ルーフキャリア）の警備車両への取付をいう。

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

2.1.1 契約相手方が準備する資器材の種類及び数量

別紙第1による。

2.1.2 赤色灯取付

- 本契約は、本仕様書に記載してある事項以外は、契約相手方の取付要領に基づき実施する。
- 取付にあたっては、規格に合致した新品を使用するものとする。
- 一連の作業に伴い、車両を損傷した場合は、契約相手方が責任をもって現状回復するものとする。
- 散光式警光灯、ルーフキャリアセット及び散光式警光灯取付けブラケットは官側による着脱が可能な仕様とする。
- 警備車両への赤色灯取付終了後には、赤色灯等の機能確認を契約相手方と契約担当官等で実施する。

2.2 取付対象となる車両の型式等

- トヨタ ランドクルーザー・プラド 3BA-TRJ150W ステーションワゴン
- 台数 2両

2.3 施工に関する要求

- 取付車両への加工（穴開け）は禁止する。
- 取付作業は、1台ずつ入れ替えにて実施する。
- 取付場所は、契約相手方の整備工場等とする。
- 細部の取付要領は別紙第2による。

2.4 納期

令和7年7月31日

2.5 引渡し及び納品

- a) 引渡し場所は、契約相手方の指定する整備工場等とし、搬入は官側が行う。
- b) 納品場所は、市ヶ谷駐屯地として契約相手方は、車両返却時の輸送を請け負う。その際、輸送事故に関しては、契約業者が責任を負う。

2.6 点検

契約相手方は、納品時に赤色灯の取扱い及び散光式警光灯（本体部）の着脱について説明を行い赤色灯等の機能確認を契約相手方と契約担当官等で実施し、正常な状態を確認できた後、引き渡すこととし、細部は契約相手側と官側との協議により決する。

2.7 取扱い説明書

契約相手側は、注意事項及び故障時の対応方法などが記載されている赤色灯、警察車両用電子サイレンアンプ、マイク、ルーフキャリアセット及び散光式警光灯取付けブラケットの取扱い説明書を納品時提出する。

ただし、Webサイトで閲覧が可能な場合は、提出を省略できる。

3 監督・検査

監督及び検査は、分任支出負担行為担当官が定める監督・検査実施要領によるものとする。

4 その他の指示

- a) 特別な事項等により納品施工等諸作業が不可能になった場合は、直ちに分任支出負担行為担当官の指示を受ける。
- b) その他必要な書類は、分任支出負担行為担当官等の指示により速やかに作成し、提出するものとする。
- c) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、分任支出負担行為担当官の指示を受けるものとする。

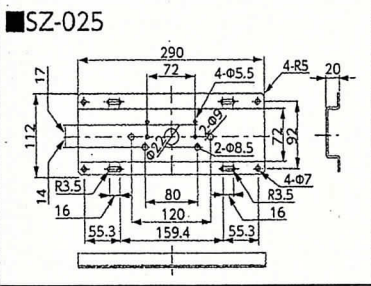
種類及び数量

要求する赤色灯の規格等は、株式会社パトライト社製の散光式警光灯 A X S - M 1 であり、同等品は認めない。細部要求基準は、下表による。

表一赤色灯の規格等

品 名	規 格	数 量	単 位
散光式警光灯 (4 灯式) A X S - M 1 M N F W - R R - 5 1 N	■ A X S AXS-M1 キャブタイヤケーブル(助手席側取出し、φ9) プラケット底面より(4000)、コードプッシュ付 AXS-12/24H キャブタイヤケーブル(運転席側取出し、φ13) AXS-12LKF キャブタイヤケーブル(運転席側取出し、φ9) プラケット底面より(3300)、コードプッシュ付 ※コード取出口までの寸法は仕様により若干異なる場合があります。	2	E A
警察車両用電子 サイレンアンブ S A P - 5 2 0 P B - B	6-M5x8MAX	2	E A
マイク S D M - 0 8 A	S D M - 0 8 A / 0 9 A マイクハンガー	2	E A

表一赤色灯の規格等（続き）

品 名	規 格	数 量	単 位
ルーフキャリア セット及び 散光式警光灯取 付けブラケット (2枚セット) S Z - 0 2 5	 ※写真のルーフキャリアは他製品です。 ※ルーフキャリアはバーの断面サイズが34mm(幅)×27mm(厚)以下のものに対応。 ルーフキャリア (他製品) 散光式警光灯取付けブラケット SZ-025セット 写真 ※SZ-025 価格(税別) 14,700円 ※AZシリーズで取付け可能なタイプには適合してありません。 ■SZ-025  Technical drawing of the SZ-025 bracket showing dimensions: 17, 112, 14, 16, 290, 72, 4-Ø5.5, 4-R5, 20, 2-Ø8.5, 4-Ø7, R3.5, 80, 120, 55.3, 159.4, 16.	2	E A

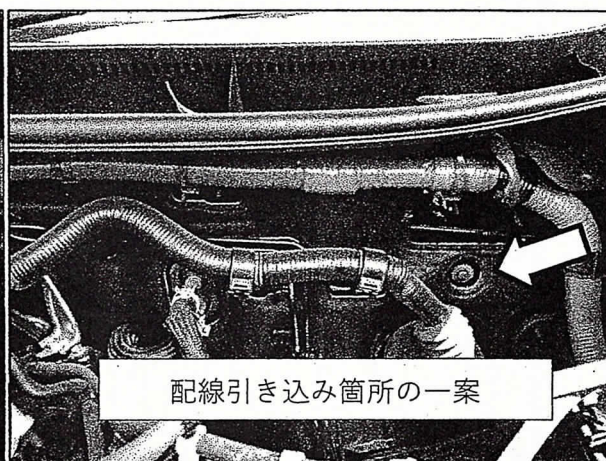
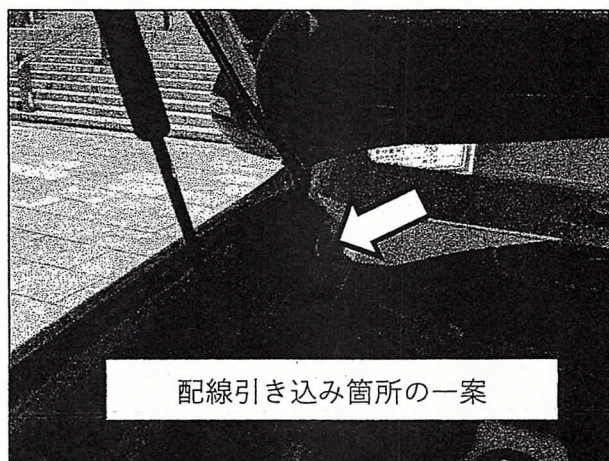
施工に関する要求

1 給電

赤色灯の取付については、車両用バッテリーから直接給電することなく、車載オーディオ機器同様に、アクセサリ電源（ACC電源）を経由したものとする。

2 配線

- a) 機器の接続に際しては、防水コネクタ仕様とする。
- b) 配線、配線ダクト等電装作業においては、既存のサービスホール（グロメット・ゴム栓部等）を活用し、バルクヘッド等エンジンルーム内の加工（穴あけ）は行わない。

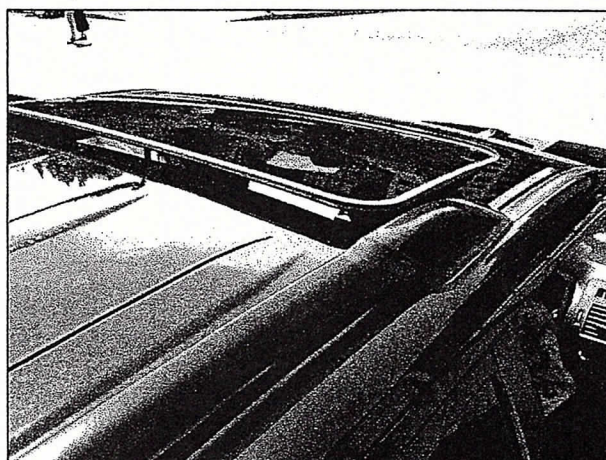
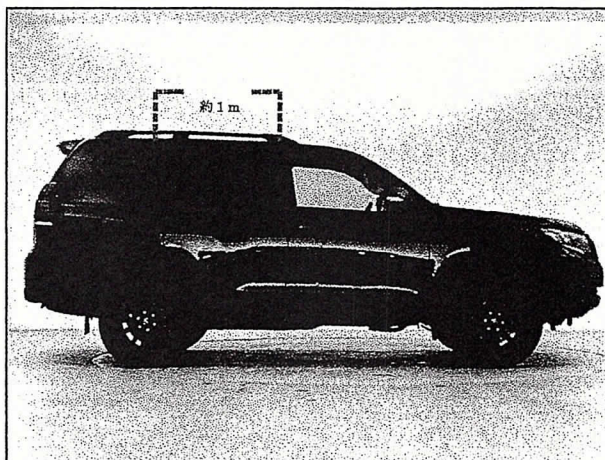


- c) 配線は、車体部を加工することなく、フロントガラスを避け、運転席側ドアピラーに沿って施工する。



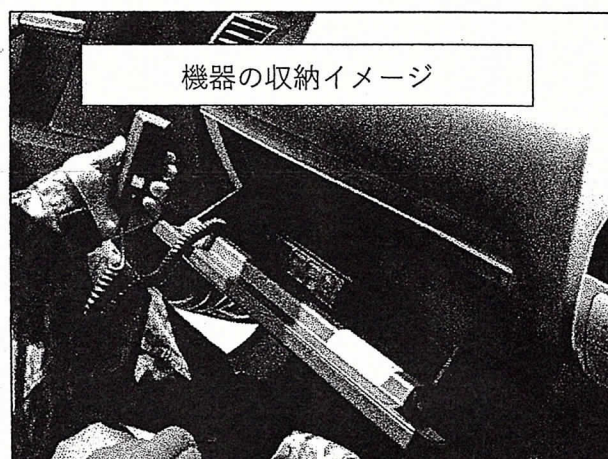
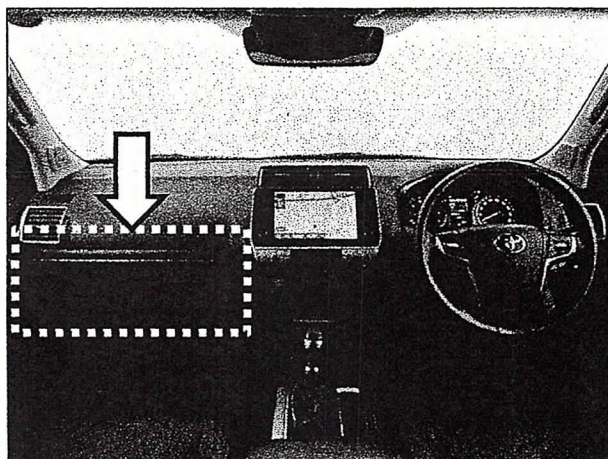
3 散光式警光灯、ブラケット及び架台（ルーフキャリア）の取付

警備車両のドア開閉及びサンルーフ機能を阻害しない。



4 電子サイレンアンプ及びマイクの取付

- a) 電子サイレンアンプ及びマイクはグローブBOX内に収納・固定する。
- b) 警備車両はリース車両であるため、固定は、両面テープ・ベルクロ等の簡易固定とする。



5 取付施工

配線、配線ダクト、ブラケット、コネクタ、塗装等の取付施工については、赤色灯製造社の規定及び契約相手方の仕様及び商慣習による。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	51UD1A90148	契約実施計画番号	5K6Z13C00370
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
警備車両への赤色灯取付	仕様書のとおり	2	UN		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和7年7月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 18 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者